

令和5年度 北海道立総合博物館協議会への諮問（協議）事項について

諮問（協議）事項	北海道博物館に係る新たな課題とあり方について（案）
----------	---------------------------

1 趣旨（概要）

北海道博物館を、「道民のための博物館」「北海道の自然・歴史・文化の魅力を深め発信する博物館」として、更なる活用を図るため、新たな諸課題を踏まえ今後のあり方について検討する。

2 現状と課題（現在の取組状況、問題点など）

（1）北海道博物館の成果と課題

- ・2015（H27）年、「道民のための博物館」「自然・歴史・文化の総合博物館」「アイヌ文化の継承、振興に寄与する博物館」として新たに開館。
- ・総合展示入場者の大幅増（5～6万→8～10万）等の成果の一方、さらなる活性化等が課題。

（2）近年における新たな社会情勢等

- ・文化芸術基本法の改正等に伴い、博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化。特に博物館法改正（令和5年4月1日施行）への対応検討の必要。
- ・文化観光推進法の施行による、文化資源の磨き上げを通して自施設ならびに地域（エリア）の魅力・利便性を高め活性化に取り組む等の事業への対応。（R5年度文化観光拠点計画認定）
- ・ウポポイ（R2）との連携、北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録（R3）や北海道白滝遺跡群出土品の国宝指定（R5）等の、北海道の歴史・文化の発信機会を活かす

（参考）現知事公約 【未来が輝く価値づくり】

- 本道の文化・芸術・歴史の魅力の発信や振興に取り組みます。
- ・北海道博物館の更なる活用を図る。

3 対応方向（今後の取組等）

●博物館協議会で議論（北海道立総合博物館条例第21条による諮問）

- ・R7年度の「新たな博物館として開館10周年」を迎える前に、第1期（H27～R1）及び第2期（R2～R6）の中期計画の成果と課題並びに新たな状況を踏まえ、第3期（R7～R11）中期計画を見据えた魅力ある博物館のあり方

【諮問事項】

北海道博物館（北海道立総合博物館）のあり方（総括・今後）

- ・道立総合博物館としての一体的な活性化及び利活用促進に向けた取組
 - 森林公園を含め一体的な活用及び文化観光拠点としての推進 など
- ・博物館改正法を踏まえた北海道博物館のあり方
 - 中核的博物館としての地域の活力向上及び博物館人材の養成・育成 など
- ・より魅力的な展示のあり方（博物館、開拓の村）
 - 感染症による社会状況の変化や、来客者等の多様性を見据えた展示手法 など

【今後のスケジュール】

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 令和5年12月 | R5年度第1回協議会（博物館協議会へ諮問打診） |
| 6年2月 | 環境生活委員会報告 |
| 6年3月 | R5年度第2回協議会（博物館協議会へ諮問） |
| 6年9月 | R6年度第1回協議会（諮問協議（中間報告及び中期目標・計画の策定）） |
| 7年3月 | R6年度第2回協議会（博物館協議会からの答申） |
| 7年4月～ | 次期中期目標・計画及び博物館開館10周 |

北海道立総合博物館のあり方・事業展開に係る関連方針等

【設置条例】

北海道立総合博物館条例（平成26年10月施行）
「道民の教養の向上及び文化の発展に寄与」（第1条）

【充実・活性化に向けた構想】

ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想（平成30年12月策定）
～50年後のめざす姿～

実現に向けた
取組

【交流空間構想のめざす姿の実現】

「野幌森林公園エリアの活用」（令和5年3月策定）

【北海道博物館のめざす方向】

- 北海道博物館基本的運営方針
（平成27年3月策定）
（使命・基本方針・中期目標）
- 中期計画
第二期中期計画（R2～R6）

【開拓の村の展示、考え方】

- 北海道開拓の村展示構想
（昭和55年6月策定）
- 北海道開拓の村利活用方針
（令和5年3月策定）

ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想の概要

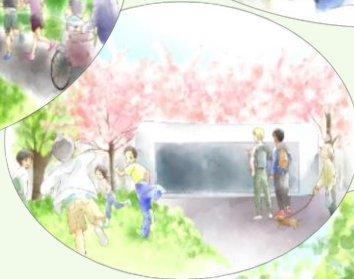
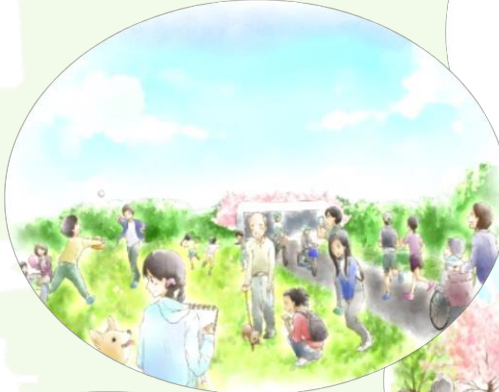
(平成30年12月策定)

50年後を見据えて、道立自然公園野幌森林公園内にある北海道博物館、北海道開拓の村、百年記念塔等の今後のあり方についての基本構想とする。

1 基本方針～エリアとしての再生

施設ごとの点としてではなく、自然豊かな周辺地域を含めたエリア全体を対象に、歴史、文化、自然を五感で「体感」し、国内外から訪れる多くの人々と交流できる賑わいのある空間として再生をめざす。

つたえあう、つながりあう。
私たちの北海道ストーリー。



【キーワード】
学ぶ 触れる
集う 繋がる



- 大都市近郊に残された自然豊かな環境がフィールド
- 北海道の歴史・文化・自然を五感で体感できる中核的エリア
- 国内外からも大勢の人が訪れる賑わいのある空間へ



2 主な施設の方向性

(1) 北海道博物館

- ◆ 本道の中核的博物館、道民参画型博物館として、さらなる魅力向上に努める。
- ◆ 2020年に開設される国立アイヌ民族博物館等との役割分担を考慮に入れながら幅広い連携を図る。



(2) 北海道開拓の村

- ◆ 博物館としての役割を基本としながら、国内外からの旅行者をターゲットにした**観光拠点**や、**古民家再生等人材の育成拠点**としての活用を図る。



(3) 百年記念塔・塔前広場

- ◆ 長く道民の皆さんに親しまれてきたが、老朽化に伴う利用者への安全確保や将来世代への負担軽減の観点から、解体もやむを得ないと判断し、**耐久性や維持コストにも配慮した新たなモニュメント**（※）を配置した交流空間とする（発展的継承）。

※はるか太古から連綿と続く北海道の歴史・文化と、今日の北海道を築き上げてきた幾多の先人の思いを引き継ぐとともに、お互いの多様性を認め合う共生の立場で、未来志向に立った将来の北海道を象徴するもの

(4) 野幌森林公園・近隣施設との連携

- ◆ 良好な自然環境を保全するとともに、安心して利用できる環境づくりを進める。
- ◆ 周辺の文化・スポーツ施設等と連携を図ることにより、より魅力的な交流空間として再生する。



3 今後のスケジュール

構想の実現に向け、本文中に記載した「具体的な取組」に関する事業を実現可能なものから順次取り組むこととする。

野幌森林公園エリアの活用の概要

1 策定の趣旨

「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」に掲げた「めざす姿」の実現に向けた具体的な取組を示し、道民の皆様との共有を図るとともに、民間企業をはじめ多様な主体と連携・協働して取組を推進するため、策定するもの。

2 対象期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間

3 めざす姿

大都市近郊に残された豊かな自然環境をフィールドに、本道の「歴史・文化・自然」を体感できる各施設の強みを活かし、隣接する施設等とも連携の上、国内外からの来訪者を魅了し、交流できる賑わいのある空間を創出することをめざす。

4 活用に向けた取組（主なもの）

（1）北海道博物館

① 展示の充実

- ・ デジタル技術を活用したARなど、体験型コンテンツの整備や、建物等の3D仮想空間の構築
- ・ 展示内容を解説する動画や音声ガイドの導入、触れることができる展示の充実

② 地域との連携

- ・ 出前講座の実施など地域のニーズに応じた活動の促進
- ・ 地域の団体等における研究成果を展示する機会の創出

（2）北海道開拓の村

① 機能の充実

- ・ 歴史的・文化的価値の高い展示建造物について、「重要文化財の指定」や「有形文化財への登録」を推進
- ・ 修繕に用いる素材は、可能な限り建設当時のものを使用するとともに、発注にあたっては、多様な入札契約方式の中から最も適切なものを選択

② 観光拠点としての活用

- ・ デジタル技術を活用した体験型展示の導入や解説の多言語化の推進
- ・ 利便性の向上を図るため、施設内の案内表示の充実や、歩道の整備などのバリアフリー化の推進、休憩所の設置などに取り組む
- ・ 利用者の拡大を図るため、教育旅行や社会科見学の誘致などに積極的に取り組む

③ 人材育成拠点としての活用

- ・ 修繕工事の実施にあたっては、道内技術者や道産材の活用を推進
- ・ 伝統的技法を用いた工事状況の公開や、関連団体と連携し、ヘリテージマネージャー育成研修における実習の場として活用

（3）北海道百年記念広場

① 環境整備

- ・ 野幌森林公園内の自然環境に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、正面広場に家族や仲間と楽しめるバーベキューエリアを整備
- ・ 百年記念塔の解体跡地には、塔に親しみを抱いていただいた方々の思いを引き継ぐとともに、互いの多様性を認め合う共生を表現し、塔を発展的に継承した未来へとつながる北海道を象徴する新たなモニュメントを設置

② 利用規制の緩和

- ・ 犬の連れ込みや火気の使用、車両の乗り入れ範囲を拡大

③ イベントの誘致

- ・ キッチンカーや直売所などの誘致、近隣の大学等と連携したイベントの開催

（4）自然ふれあい交流館 森林地区

① 森林の保全

- ・ 生態系の保全に向けた特定外来生物の防除、公園利用者のマナー向上に関する啓発の実施

② 利用の促進

- ・ ピクトグラムを活用した案内看板の設置

5 取組の推進

- ・ 庁内関係部署はもとより民間等と連携・協力の上、国の支援制度や民間の資金・ノウハウを最大限活用し、計画的・効率的に進める。
- ・ 毎年度、取組の効果検証・評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。